

## 人吉市移住支援金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人吉市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う移住支援事業において、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）から人吉市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、人吉市補助金交付規則（昭和46年人吉市規則第15号）及び熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、別表第1に定める要件を満たす者のうち、別表第2又は別表第3の要件の要件を満たすものとする。

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 2人以上の世帯の移住者 100万円
- (2) 単身の移住者 60万円

### (支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、申請日の属する年度の2月末日（その日が人吉市の休日を定める条例（平成2年人吉市条例第46号）に規定する市の休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、当該休日以前において当該休日に最も近い休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

#### (1) 全ての申請者

- ア 写真付き身分証明書（提示することにより本人確認ができる書類）
- イ 移住元の住民票の除票の写し
- ウ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるものであって、確実に振込可能となる口座情報に限る。）

- (2) 東京都特別区（以下「東京23区」という。）以外の東京圏から東京23区に通勤していた者（次号に定める者を除く。） 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主

ア 法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類（移住元での在勤地を確認できる書類）

イ 個人事業等の納税証明書

(4) 2人以上の世帯の移住者 移住元の住民票の除票の写し

(5) 支援金（就業の場合）の申請者 就業証明書（様式第2号）

(6) 支援金（起業の場合）の申請者 起業支援金の交付決定通知書の写し  
（支援金の支給）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で支援金の交付を決定し、移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知を行い、支援金を支給するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第6条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書（再交付）（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第7条 市長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（支援金の返還）

第8条 市長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、当該各号に定める支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事に協議のうえ、市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 次のアからエまでに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ 支援金の申請日から3年未満で人吉市から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たさず職を辞した場合

エ 要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に人吉市から転出した場合 半額  
（雑則）

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

<p>次に掲げる1、2及び3に該当すること。 世帯人員が2人以上の世帯向けの金額の移住支援金の交付を申請する場合にあっては、4にも該当すること。</p>	
<p>1 移住元に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。</p> <p>(2) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)</p>

<p>2 移住先に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) この要項の施行日以降に人吉市に転入したこと。</p> <p>(2) 支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p>(3) 人吉市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。</p>
<p>3 その他の要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 人吉市暴力団条例（平成23年人吉市条例第17号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、これらの者と関係を有する者でないこと。（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）</p> <p>(2) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(3) その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。</p>
<p>4 世帯に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。</p>

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

別表第2(第2条関係) 就業に関する要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 就業先が、支援金の対象として熊本県のマッチングサイトに掲載されている求人であること。
- (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて次に掲げる事項の全てに該当する対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
  - ア 官公庁、並びに独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資等している法人でないこと。
  - イ 資本金10億円以上の法人でないこと。
  - ウ みなし大企業でないこと。
  - エ 本社所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域にある法人であること。
  - オ 雇用保険の適用事業主であること。
  - カ 「熊本県UIJターン就職支援センター」へ登録している法人であること。
  - キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
  - ク 人吉市暴力団条例(平成23年人吉市条例第17号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、これらの者と関係を有する法人でないこと。(2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。)
- (5) 上記(2)の求人への応募日が、熊本県のマッチングサイトに上記(2)の求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (6) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

別表第3(第2条関係) 起業に関する要件

1年以内に熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に規定する県が行う起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。